

労働安全衛生法

1 はじめに

労働安全衛生法は、労働者の就労環境における安全・衛生に関して使用者が遵守すべき事項を定めたものであり、労働法体系のなかでも重要な役割を果たしている法律である。法本文のほか、その政・省令である施行令・施行規則、および細則事項を定める特定化学物質等障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則、電離放射線障害予防規則等の個別施行規則から構成される膨大な体系を持っている。所管省庁は厚生労働省、また実務担当部署は都道府県労働局及び労働基準監督署となっている。

従来、国立大学における教職員は国家公務員の身分であったところから、国家公務員法附則 16 条の適用を受け、労働安全衛生法の適用範囲外とされてきた。しかし、巷間周知のように、平成 16 年（2004 年）4 月より国立大学は国立大学法人として再組織され、その教職員は非公務員型の身分となるに至っている。国家公務員は基本的に人事院規則により雇用契約がなされており、労働安全衛生法の一般的な適用対象となる私企業労働者は異なった身分保証がなされている。このため、その労働環境における安全・衛生管理に関しても別個の取り扱いがなされてきた。今回、国立大学教職員が公務員身分を離れることにより、労働安全衛生法の完全適用を受けることになり、法遵

守のための体制整備が各国立大学にて緊急課題として行われてきた。筆者が所属する東北大学および同金属材料研究所においても組織整備が行われ、その作業は現在でも継続中である。本稿では、金属材料研究所における取り組みを紹介し、さらに、大学独特の環境において存在する“学生の安全・衛生管理”に関する問題点を述べる。

2 東北大学金属材料研究所の取り組み

労働安全衛生法は、事業場単位での管理を前提としている。東北大学では、分散しているいくつかのキャンパスごとに事業場を複数設定して、法に定められている安全・衛生組織を整備した。金属材料研究所は単独事業場として、所長を安全衛生管理者、副所長をその代理者とする安全衛生管理委員会を平成 16 年 4 月より発足させている。この委員会は、法により設置と毎月定例開催が義務化されているものである。更に、産業医の選任、安全衛生の実務を司る管理室の設置（専従職員 1 名）等を国立大学法人化以前に準備した。図 1 は、金属材料研究所における安全・衛生管理組織を示したものである。各研究室や技術室等において個別に安全衛生担当者を選任し、安全衛生連絡会議を毎月開催して具体的事項についての連絡を行うとともに、所員の安全衛生意識の向上を図る場として活用されている。さらに、安全衛生管理室の下に、化学班、ライフライン班、放射線管理班、低温・高圧ガス班を置き、専門的立場か

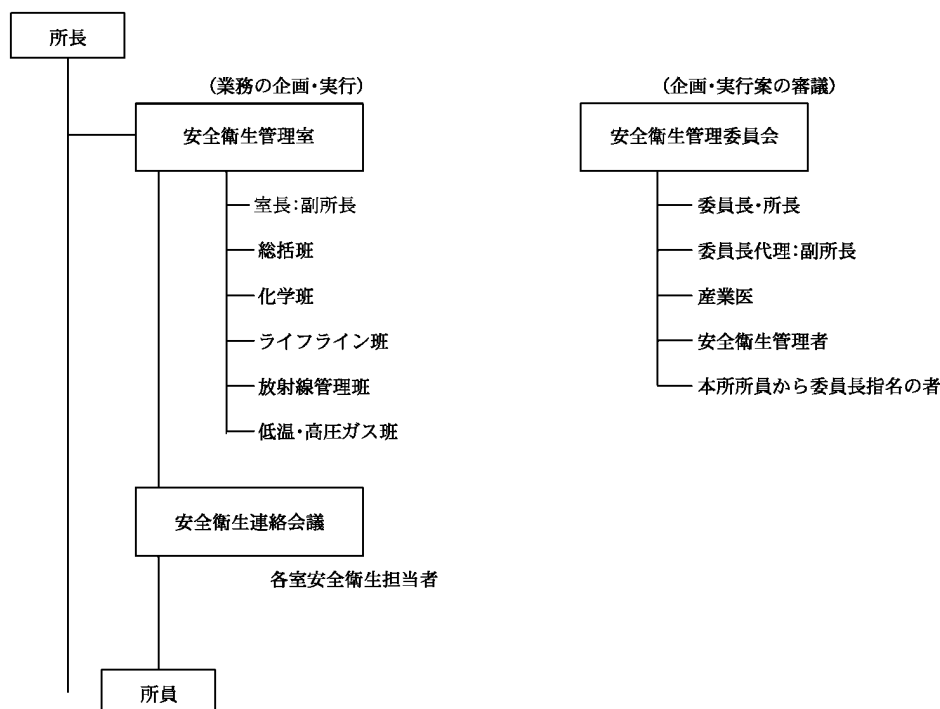


図 1 東北大学金属材料研究所の安全・衛生管理体制

ら管理室実務を支援する体制を取っている。

体制の発足直後より最も重視しているものは、所長、副所長、および安全衛生管理推進者による巡視である。この巡視活動も法により義務化されているものであるが、従来ややもすると閉鎖的環境にあった大学研究室を、巡視により公開することで、特に安全面での問題点の改善に大きく貢献している。

3 学生の安全・衛生管理に関する問題点

大学が労働安全衛生法の完全適用を受けた現今では、特に理科系学生の研究教育において問題点が明らかとなっている。言うまでもなく学生は労働者でないため、労働安全衛生法においては各事業場での“善意の第三者”として扱われる。すなわち、研究室等の見学者と同等の取り扱いである。大学において学部・大学院学生における教育が最も重要であることは論を待たず、その安全・衛生管理においても指導教員が最終的な責任を持つことに明らかなであるが、“善意の第三者”は学生の研究活

動の実態からは大きく遊離している。これは、労働安全衛生法自体が大学等での適用を前提していないための限界と思われる。東北大学では、平成16年に安全衛生管理指針を制定し、その中で学生の役割として“研究・実験活動をする以上、教職員と同じ認識の下で事故防止のため諸々の協力責務がある。”²⁾としている。しかし、法において明確な定義がない現状では、今後様々な問題が起こることは避けられない。国立大学法人化の機会に、学生の安全・衛生管理に関しても検討されるべきと考える。

文 献

- 1) 厚生労働省安全衛生部編：安衛法便覧，(2004)，(労働調査会)。
厚生労働省法規データベースシステム (<http://www.ourei.mhlw.go.jp>)にて閲覧できる。
- 2) 東北大学：安全衛生管理指針，(2004)，(東北大学)。

〔東北大学金属材料研究所 我妻和明〕

日本分析化学会研究懇談会の御案内

日本分析化学会の研究懇談会に入会御希望の方は下記に照会ください。

- ① ガスクロマトグラフィー研究懇談会
- ② 高分子分析研究懇談会
- ③ X線分析研究懇談会
- ④ 液体クロマトグラフィー研究懇談会
- ⑤ 有機試薬研究懇談会
- ⑥ 有機微量分析研究懇談会
- ⑦ 非水溶媒研究懇談会
- ⑧ 化学センサー研究懇談会
- ⑨ 電気泳動分析研究懇談会
- ⑩ イオンクロマトグラフィー研究懇談会
- ⑪ フローインジェクション分析研究懇談会
- ⑫ 環境分析研究懇談会
- ⑬ ⑥：〒567-0806 茨木市庄2-24-3 アルフレッサ
ファーマ(株)研究開発部 栗木武男〔電話：072-622-4941〕
- ⑭ ⑦：〒152-8551 東京都目黒区大岡山2-12-1 東京
工業大学大学院理工学研究科化学専攻 岡田哲男
〔電話：03-5734-2612〕
- ⑮ ⑧：〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1 東京大
学大学院理学系研究科化学専攻分析化学研究室内
〔電話：03-5841-4351〕
- ⑯ ⑨：〒288-0025 銚子市潮見町3番地 千葉科学大
学危機管理学部環境安全システム学科 横田久里子
〔電話：0479-30-4648〕
- ⑰ ⑩：〒489-0884 瀬戸市西茨町110 産業技術総合研
究所中部センター瀬戸サイト 田中一彦〔電話：
0561-82-2141〕
- ⑱ ⑪：〒470-0392 豊田市八草町八千草1247 愛知工
業大学応用化学科 酒井忠雄〔電話：0565-48-
8121 内線2206〕
- ⑲ ⑫：〒305-8506 つくば市小野川16-2 国立環境研
究所動態化学研究室 功刀正行〔電話：0298-50-
2434〕

◇照会先

- ①～④：〒141-0031 東京都品川区西五反田1-26-
2 五反田サンハイツ304号 社団法人日本分析化
学会〔電話：03-3490-3351〕
- ⑤：〒060-0810 札幌市北区北10条西5丁目 北海
道大学大学院地球環境科学研究科内 中村 博〔電
話：011-706-2259〕